

令和5年 第3回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度					
			自	民	結	公	共	維
1	子ども関連施設の暑さ対策に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
2	精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
3	刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○	○
4	ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適性な診療上の評価等を求める意見書	保険福祉	○	○	○	○	○	○
5	北方領土問題の解決促進等を求める意見書	北方領土	○	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主・道民連合)、結(結志会)、公(公明党)、共(日本共産党)、維(維新・大地)

子ども関連施設の暑さ対策に関する意見書

北海道は、ほぼ全域が亜寒帯湿潤気候に属し、夏季は比較的涼しく、過ごしやすい地域とされてきた。しかしながら、近年は本道でも真夏日や猛暑日が増加し、本年5月には道東の十勝管内で熱中症の集団発生事案が複数発生したほか、8月には初めて熱中症警戒アラートが本道全域に発令され、熱中症による1週間の搬送者数が全国で最多となるなど、道民生活に深刻な影響を及ぼしている。

学校においては、本道では例年、8月中旬に夏季休業が終了し、各学校の教育活動が再開されるが、今季は連日の猛暑で教室が高温となり、子どもたちの生命や健康への影響が懸念されたため、道内では初となる臨時休業や下校時刻の繰上げが多く、学校で行われた。

本道における公立学校等の普通教室の冷房設置率は、令和4年9月1日現在で16.5%と、全国平均の95.7%に比べて著しく低い状況にあり、本道が本州並みに暑くなる中、子どもたちの生命と健康を守り、充実した環境の中で教育活動を行っていくためには、幼稚園や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、これらの寄宿舎はもとより、保育所、認定こども園等も含めた子ども関連施設への冷房設備の設置が急務である。また、過去に冷房設備を整備した都府県の中には、設備の老朽化等により更新の必要が生じている状況が少なからずあると承知している。よって、国においては、次に掲げる措置を早急に講ずるよう要望する。

記

- 1 公立の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校における冷房設備の更新や設置に係る学校施設環境改善交付金の補助率を引き上げるとともに、高等学校及び中等教育学校（後期課程）についても、同様に学校施設環境改善交付金の対象とするなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図ること。
- 2 私立の幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等における冷房設備の更新や設置に係る教育支援体制整備事業費交付金及び私立学校施設整備費補助金の補助率を引き上げるなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図ること。
- 3 私立の保育所・認定こども園における冷房設備の更新や設置に係る就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の補助率を引き上げるとともに、公立の保育所・認定こども園についても、同様に就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の対象とするなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図ること。
- 4 公私立の児童館や放課後児童クラブ、児童相談所、児童自立支援施設、放課後等デイサービス、児童発達支援施設、母子生活支援施設及び児童養護施設等における冷房設備単独の設置・更新に係る事業を次世代育成支援対策施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の補助対象とするとともに、補助率を引き上げるなど、財源措置の拡充を図ること。
- 5 上記の子ども関連施設について、近年の気温上昇に対応した当面の暑さ対策に必要なとなる機器の整備に係る緊急的な財政措置を国において講ずること。
- 6 上記の補助制度の充実等の財政措置の拡充、緊急的な財源支援に当たっては、更新または設置を要する設備・機器等の量的規模や、人手不足など建設業界を取り巻く現状等を踏まえ、複数年度にわたる措置や年度間の繰越しが可能な事業とするなどの措置を講ずること。

また、冷房設備設置の進捗が不十分な自治体について優先的な措置を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
子ども政策担当大臣	

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、第1条で「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」こととしているところである。

また、障害者権利条約は、第20条で「締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる」として、その中に「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」を定めている。

これまで、障がい者施策における「3障がい一元化」が進められ、3障がいの制度格差を解消し、障がい者が地域で暮らせる社会に向けて取組が進められてきたが、「3障がい一元化」が始まってから、既に十数年が経過してもなお、身体障がい者、知的障がい者とは異なり、取組が増加してはいるものの、いまだ多くの公共交通機関において精神障がい者については運賃割引制度が導入されておらず、精神障がい者の自立と社会参加を進める上で大きな支障となっている。

公共交通機関を担う交通事業者等において、障がい、特に精神障がいについての理解、さらには、公共交通機関における運賃割引制度の導入の意義に関して、理解を深めていただくための取組をより一層進める必要がある。

精神障がい者は、精神科病院等への定期的な通院が必要不可欠であり、とりわけ広大な面積を有し、通院に要する距離・時間がかかる本道においては、精神障がい者の御本人・御家族にかかる経済的負担が大きい。

身体障がい者、知的障がい者だけではなく、精神障がい者に対しても、全ての公共交通機関における運賃割引制度の早期の導入が求められている。

本道においては、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」を平成21年に制定し、その第13条では、「道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない」と定めており、これまで道内交通事業者等への継続的な要請活動を行っているところであるが、全国レベルで進めるためには、国におけるより一層の取組が必要である。

よって、国においては、精神障がいを含む障がい者へのより一層の理解促進を図るとともに、精神障がい者の社会参加を促進するため、身体障がい者、知的障がい者を対象に実施している公共交通機関の運賃割引制度について、精神障がい者も対象とするよう公共交通事業者等に「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する国土交通大臣指示の具体化と促進など、必要な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

各通

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各通
内閣総理大臣 }
法務大臣 }

北海道議会議長 富原 亮

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用（J007-2）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国においては、上記の新たな現状を踏まえ脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の適用に向け、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 } 各通

北海道議会議長 富原 亮

北方領土問題の解決促進等を求める意見書

我が国固有の領土である齒舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後78年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、様々な分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も87歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、ロシア政府が、昨年3月、平和条約交渉の中断や四島交流及び自由訪問の事業の停止等の措置を一方的に発表し、9月には、さらに四島交流等の事業に関わる合意の効力の停止について政府令を発表したことは極めて不当であり、断じて受け入れられない。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するため、強力な外交交渉を一層進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民世論のさらなる結集と高揚並びに国際世論の喚起をはじめ、北方領土教育の充実や青少年対策を強化するとともに、内閣総理大臣による北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。
- 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。
- 3 航空機墓参を含む北方四島交流等事業の一日も早い再開に向け、具体的に進展するよう取り組むこと。
- 4 平和条約の締結に向けた重要な一步となり得る北方四島における共同経済活動の協議を継続するとともに、特惠制度による国内及び第三国等から北方四島への投資などが行われないう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 各通